

令和8年7月31日招集
令和8年7月31日提出

令和8年竹田市議会

第2回臨時会提出議案

竹 田 市

番 号	件 名
議案第 9 5 号	令和 8 年度竹田市一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 9 6 号	訴えの提起について

議案第 96 号

訴えの提起について

地上権抹消登記手続請求事件に関し、次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 31 日提出

竹田市長 土 居 昌 弘

1 訴えの趣旨

市有地に設定されている地上権の抹消登記手続きをすることを請求する。

2 訴えの理由

大分県が施工する梶屋川砂防ダム事業の施工箇所の一部に市有地が含まれており、用地買収の対象となっている。ただし、当該市有地には地上権が設定されており、その存続期間は平成 7 年 3 月 10 日をもって満了し、既に消滅しているにもかかわらず、登記が残存している。当該事業の実施に当たっては、地上権の抹消手続きが必要となるが、当該地上権の権利者は計 117 名と多数に上り、任意の抹消手続きを行うことが極めて困難なため、判決による登記抹消を求めるものである。

3 訴えの相手方

竹田市直入町大字長湯字仏原 9775 番 3 の土地の地上権登記名義人 16 名の
相続人 117 名

4 授權事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は認諾
- (2) 控訴、上告又はその取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為

5 管轄裁判所

大分地方裁判所竹田支部又は竹田簡易裁判所